

# 公益社団法人 茨城県水質保全協会 社員総会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人茨城県水質保全協会（以下「本協会」という。）定款第21条の規定により、社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 社員総会の招集の手続等

### (召集の手続)

第2条 社員総会を招集するときは、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
  - (2) 社員総会の目的である事項
  - (3) 書面によって議決権行使することができる旨
  - (4) 次に掲げる事項
    - ア 社員総会参考事項の記載事項（議案、議案につき社員総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要及びその他社員の議決権の行使について参考となると認める事項）
    - イ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
  - (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
  - (6) 次に掲げる事項が社員総会の目的となる事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときはその概要）
    - ア 役員等の選任
    - イ 役員等の報酬等
    - ウ 事業の全部の譲渡
    - エ 定款の変更
    - オ 合併
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という。）第37条第2項の規定により社員が社員総会を招集する場合には、その社員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

### (召集の通知)

第3条 社員総会を招集するときは、前条第2項の場合を除き、理事長は、社員総会の開催日の1週間前までに、正会員に対しその通知を発しなければならない。ただし、前条第1項第3号の書面により議決権行使することとするときは、2週間前とする。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び議決権の行使書、出席表その他必要な書類を同封しなければならない。
- 3 第1項の通知は、通知発出日の前月末における正会員名簿（一般社団・一般財団法第31条の社員名簿をいう。以下同じ。）に記載された正会員に対し、当該正会員名簿記載の住所宛に送付するものとする。

（議決権の行使に関する基準日）

- 第4条 社員総会の議決権を行使できる正会員は、前条の通知を発送すべき正会員とする。  
2 正会員名簿は毎月末ごとに更新・調整するものとする。

### 第3章 社員総会の開催

（会場の設営等）

- 第5条 社員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

（正会員等の出席）

- 第6条 社員総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。
- 2 正会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において、代理権を証明する書面の提出により、その資格を明らかにしなければならない。
  - 3 法人正会員の代表者が社員総会に出席する場合は、第1項の規定によるものとし、また、法人会員代表者の代理人として出席する場合は、第2項の規定によるものとする。

（正会員以外の者の出席）

- 第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
- 2 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
  - 3 本協会の職員は、理事及び監事を補佐するため、理事長の指示を受けて社員総会に出席することができる。

### 第4章 社員総会の議事

（議長の権限）

- 第8条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。
- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
    - (1) 正会員又は代理人若しくは法人正会員の代表者又はその役職員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
    - (2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し、又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し、又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、会員の出席状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時間の繰下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(定足数の確認)

第11条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席した正会員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(出席した正会員数)

第12条 前条の定足数の確認及び第19条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した正会員数とする。

- (1) 出席した正会員本人の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の数
- 」(3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の数

(議事録署名人の選任)

第13条 議長は、議事の開始に当たり、総会の承認を得て、正会員の中から議事録署名人2名を指名するものとする。

(議題の審議順序)

第14条 議長は、予め招集通知に記載された順序に従い、議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第15条 議長は、議題を付議した後、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又

は監事に説明を求めるべきである。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があると議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団・一般財団法第37条の規定により正会員から召集の請求があった場合、同法第43条の規定により正会員から提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提案があった場合、又は第49条第3項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその正会員に議題又は議案の説明を求めるべきであると認めるとときは、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

#### (発言の許可)

第16条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならぬ。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。
- 4 議長は、次に掲げる事項に該当する発言に対し必要な注意を与え、会員の発言時間を制限し、又はその発言を中止させることができる。
  - (1) 議長の指示に従わない発言
  - (2) 議題に関係しない発言
  - (3) 冗長にわたる発言
  - (4) 重複する発言
  - (5) 総会の品位を損なう発言
  - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
  - (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱する発言

#### (議事進行動議)

第17条 正会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、社員総会の議事の進行を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の乱用に当たるとき、その他動議に合理的理由がないことが明らかであると認めるときは直ちに却下することができる。

#### (議長不信任動議)

第18条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その社員総会の議長を出席正会員の中から選出する。
- 3 前項の議長が選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

#### (採決)

第19条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出されたときは、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の規定にかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとみなすものとする。
- 6 一般社団・財団法人法第55条各項に規定する議案が提出されたときは、書面によつて行使された議決権については、調査する者を選任することに賛成の意思が表明されたものとみなすものとする。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によるこどもできる。
- 8 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、裁決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを確認し、宣言する。

(休憩)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、再開時間を定めて、休憩を宣言することができます。

(延期又は続行)

第22条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできるものとする。
- 3 前項のただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の社員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第23条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載し又は記録しなければならず、また議長及び第13条に規定する議事録署名人はこれに記名押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、永年間本協会の事務所に備え置かなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

- 第25条 議長は、欠席した正会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。
- 2 理事長は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報又ホームページ等に掲載するものとする。

## 第5章 事務局

(事務局)

- 第26条 社員総会の事務局事務は、本協会の総務部長がこれを行う。

## 第6章 雜 則

(改廃)

- 第27条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第28条 この規則に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

この規則は、公益社団法人茨城県水質保全協会の設立の登記の日から施行する。

(別表)

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は正会員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の概要及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
  - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。
  - (3) 監事が、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、社員総会に報告したとき。
  - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき。
- 5 社員総会に出席した理事及び監事の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名